

# 学校いじめ防止基本方針

平成28年4月1日一部改訂

## 1 いじめの定義といじめ防止に対する本校の基本姿勢

いじめ防止対策推進法

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

上記の考え方のもと、本校ではすべての教職員が「いじめは、どの学校・どの学級・どの生徒にも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ生徒はいない」という基本認識にたち、すべての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員で共有する。

## 2 いじめの防止等の対策

生徒一人一人が認められ、互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、生徒に基礎基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育てる。学習、部活動、生徒会活動を通して自己有用感を高め自尊感情を育むことができるようにする。特別活動や道徳の時間には命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されない」という認識を生徒がもつように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をするのも「傍観者」として、いじめに加担していることを知らしめる。

### (1) いじめの未然防止

#### ①生徒理解と環境づくり

- ・学校生活アンケート、全員面接を通して、生徒理解に努める。
- ・いじめに関する校内研修を行う。
- ・「授業の心構え三箇条」を定着させる。
- ・規範意識を醸成する。
- ・生徒指導の機能を踏まえた互見授業を充実させる。

#### ②自尊感情を育み、互いを思いやる豊かな心の育成

- ・分かる授業づくりに努める。
- ・学級活動でのソーシャルスキルトレーニングを行う。
- ・ボランティア活動を行い、自己有用感や自己肯定感を育む。

#### ③生徒が主体となる取組の充実

- ・生徒会の「あいさつ運動」を推進する。
- ・生徒会が「いじめゼロ活動」「ネットモラル運動」を企画運営する。
- ・学校教育の一環としての部活動を充実する。

#### ④家庭や地域等との連携

- ・学校いじめ防止基本方針を公表し、保護者や地域の理解を得るよう努める。
- ・ネットいじめを防止するため、情報モラル教育を計画的に進め、保護者にもネットの危険性について理解を深める啓発活動を行う。
- ・地域の行事やボランティア活動に参加させ、PTAと地域のつながりを強めながら生徒の活動を見守る。
- ・PTA、および校区の小中高等学校と連携した「あいさつ運動」や「Noメディアデー運動」を実施する。

## (2) いじめの早期発見

### ①日常的な観察

- ・「いじめはどの学校でも、どの生徒にも起こりうるものである」という基本認識に立ち、すべての教職員が生徒の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、生徒の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていくことが必要である。
- ・おかしいと感じた生徒がいる場合には、学年や校務主任会の場において気付いたことを共有し、より大勢の目で当該生徒を見守る。

### ②アンケート調査

- ・「学校生活に関するアンケート」を年4回行い、生徒の悩みや人間関係を把握し、「いじめゼロ」の学校づくりを目指す。

### ③教育相談

- ・生徒の様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い、生徒に安心感をもたせる。また、解決すべき問題がある場合には、「面接」や「生活ノート」で当該生徒から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。

## (3) いじめへの対処

早期解決のために、全教職員が一致団結して問題の解決に当たる。

### ①いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ・情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている生徒の身の安全を最優先に考え、いじめている側の生徒に対しては毅然とした態度で指導に当たる。
- ・いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、校務主任会の教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決に当たる。
- ・傍観者の立場にいる生徒にもいじめているのと同様であるということを指導する。
- ・学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して解決に当たる。
- ・いじめられている生徒の心の傷を癒すために、養護教諭やスクールカウンセラーと連携を取りながら、指導を行っていく。
- ・事実確認の結果は、教育委員会に報告するとともに、被害・加害者生徒の保護者に連絡する。
- ・犯罪行為として取り扱われる可能性のある事案については、警察に相談又は通報し、連携して対応する。
- ・いじめが起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組について情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係について情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。

### ③いじめた生徒への指導及びその保護者への助言

- ・いじめがあったことが確認された場合、いじめられていた生徒やその保護者への謝罪、いじめた生徒への指導等について、保護者と連携して適切に対応する。
- ・いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、必要に応じてスクールカウンセラー等と連携し、当該生徒の健全な人格の発達に配慮した対応を行う。

### ④いじめが起きた集団への働きかけ

- ・いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう指導する。
- ・はやし立てるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

### ⑤ネット上のいじめへの対応

- ・ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、当該生徒に指導するとともにその保護者に連絡し、直ちに削除する措置をとる。
- ・ネットの正しい使い方なマナーについて、継続的に指導を行う。

#### (4) いじめの再発防止

##### ①生徒の見守り

- ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行う。
- ・生徒の変化を定期的に確認・検証する。必要に応じて支援策を修正し、支援を継続して行う。

##### ②再発防止の取り組み

- ・互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする指導等の充実に努める。
- ・道徳や学級活動の時間にいじめに関わる問題を取り上げ、指導を行う。

### 3 いじめ対策のための校内組織の設置

#### (1)【構成員】

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、該当担任、養護教諭、スクールカウンセラー等からなる、いじめ防止等の対策のための校内組織を設置する。

#### (2)【活動】

- ①いじめの未然防止に関すること
- ②いじめ早期発見に関すること
- ③いじめ事案に対する対応に関すること
- ④いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒理解を深めること

#### (3)【開催】

週1回の校務主任会を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

### 4 年間計画

月	取組	月	取組
4	・いじめ防止対策委員会 ・校内研修（いじめ防止対策共通理解）	10	・生徒会「あいさつ運動」 ・互見授業
5	・家庭訪問 ・生徒会「あいさつ運動」 ・生徒会「いじめゼロ活動」	11	・生徒会「ネットモラル集会」 ・迷惑調査アンケート ・全員面接 ・N oメディアデー
6	・互見授業 ・学校生活アンケート ・全員面接 ・N oメディアデー	12	・いじめ防止対策委員会 ・保護者会
7	・保護者会	1	・いじめ防止対策委員会 ・生徒会「あいさつ運動」
8	・校内研修（事例研究） ・いじめ防止対策委員会	2	・迷惑調査アンケート ・全員面接 ・N oメディアデー
9	・学校生活アンケート	3	・学校評価の結果集計、考察

### 5 評価と改善

- ・学校評価にいじめ防止対策に関する項目を設け、評価を行う。
- ・「いじめの問題への取組についてのチェックポイント」を活用し、学校の取組について評価、改善を図る。
- ・本基本方針に基づく取組については、いじめ防止対策委員会において協議し、必要に応じ適宜見直しを行う。